



熊本県公報

第12781号
平成30年12月7日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険付保義務の消滅（不知火町加入区）……………（団体支援課） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定の廃止……………（障がい者支援課） 2
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止……………（社会福祉課） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の変更……………（ 〃 ） 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定……………（ 〃 ） 3
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 4
- 造成宅地防災区域の指定……………（建築課） 4
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 5
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 5
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 5
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 5
- 鳥獣捕獲等事業の認定……………（自然保護課） 6
- 八代港公有水面埋立免許の出願の要領……………（港湾課） 6
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 6
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 7
- 造成宅地防災区域の指定……………（建築課） 7

公 告

- 肥料登録有効期間更新……………（農業技術課） 8
- 公共測量の実施……………（監理課） 9
- 国土調査成果の認証……………（技術管理課） 9
- 平成30年度屋外広告物講習会の開催……………（都市計画課） 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 10
- 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請の受付及び技術事項等評価項目申請の受付（県内建設業者）……………（監理課） 10
- 大規模店舗立地法に基づく新規届出に対する市町村等の意見……………（商工振興金融課） 12
- 大規模店舗立地法に基づく新規届出に対する市町村等の意見……………（ 〃 ） 13
- 平成31年度熊本県入札参加者資格審査申請要領（県外建設業者）……………（監理課） 13
- 平成31年度熊本県入札参加者資格審査申請要領（測量・建設コンサルタント等）……………（監理課） 16
- 農用地利用配分計画の認可……………（農地・担い手支援課） 19
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 20
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 21
- 農用地利用配分計画の認可申請……………（ 〃 ） 21

登 載 依 頼

- 平成30年度第1回熊本県行政文書等管理委員会の開催……………（行政文書管理委員会） 22
- 熊本県立教育センターの情報関連機器の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………（熊本県立教育センター） 23
- 熊本県立教育センターの情報関連機器の賃貸借に係る一般競争入札の実施……………（ 〃 ） 23
- 平成30年度熊本県立図書館協議会の開催……………（図書館協議会） 26

告 示

熊本県告示第1015号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年12月5日熊本県告示第1138号で公示した不知火町加入区の指定漁船を

普通損害保険に付すべき義務が平成30年12月4日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第1016号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年12月7日

番地 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---|---|------------------|------------|
| 社会福祉法人 益城町社会福祉協議会 上益城郡益城町宮園708番地1 | 社会福祉法人 益城町社会福祉協議会 上益城郡益城町宮園708番地1 会長 西村 博則 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成30年9月30日 |
| たちばな園相談支援事業所あそ 阿蘇市三久保715番地 | 社会福祉法人 蘇幸会 阿蘇市三久保715番地 理事長 佐藤 孝喜 | 地域移行支援 地域定着支援 | 平成30年8月31日 |
| 医療法人高森会グループホーム事業所 阿蘇市一の宮町宮地3189-1-1 | 医療法人 高森会 阿蘇市一の宮町宮地115-1 理事長 高森 薫生 | 共同生活援助 | 平成30年9月30日 |
| 津奈木町社会福祉協議会指定訪問介護事業所 葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地 | 社会福祉法人 津奈木町社会福祉協議会 葦北郡津奈木町大字小津奈木2123番地 会長 山田 豊隆 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成31年1月1日 |

熊本県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|---|----|------------------|--------------|------|
| 主要地方道 | 菊池鹿北線 | 山鹿市菊鹿町上永野字下造 903番1地先から 同所 906番地先まで | 前 | 8.6 ～ 12.2 | 12.7 | 災害復旧 |
| | | | 後 | 8.7 ～ 14.1 | | |

2 区域を変更する期日 平成30年12月7日

熊本県告示第1018号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の

支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|----------------|------------|
| 吉崎薬局 菊水店 | 玉名郡和水町江田4018-1 | 平成30年8月20日 |
| あおい薬局 安永店 | 上益城郡益城町安永571-3 | 平成30年8月31日 |

(医科)

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|-------------|------------|
| 木下眼科クリニック | 八代市田中町489-1 | 平成30年6月30日 |

(歯科)

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 廃止年月日 |
|-----------|--------------------|-----------|
| 林田歯科クリニック | 合志市幾久富字中沖野1758-110 | 平成30年8月1日 |

熊本県告示第1019号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

| 医療機関の名称及び所在地 | 変 更 事 項 | | 変更年月日 |
|--------------------------|---------|-----------|------------|
| | 旧 | 新 | |
| 坂口歯科こども歯科 玉名市中1906-12 | 名 称 | | 平成30年6月13日 |
| | 坂口歯科医院 | 坂口歯科こども歯科 | |

(薬局)

| 医療機関の名称及び所在地 | 変 更 事 項 | | 変更年月日 |
|------------------------------|------------------|-----------------|-----------|
| | 旧 | 新 | |
| 新生堂薬局 平山新町店 八代市平山新町4477-3 | 名 称 | | 平成29年9月1日 |
| | 平山新町調剤薬局 | 新生堂薬局 平山新町店 | |
| 山鹿いちご薬局 山鹿市大橋通608番地 | 住 所 | | 平成30年8月1日 |
| | 山鹿市大橋通1207番地 | 山鹿市大橋通608番地 | |
| エーピー薬局 天草市亀場町亀川1693番地2 | 住 所 | | 平成30年8月1日 |
| | 天草市亀場町亀川1731番地の2 | 天草市亀場町亀川1693番地2 | |

熊本県告示第1020号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|-------------|--------------------------|-----------|
| 訪問看護紅い華 熊本南 | 宇城市不知火町御領335番地1渡辺ビル101号室 | 平成30年6月1日 |

(薬局)

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|----------------|-----------|
| 有限会社 松林堂薬局 益城店 | 上益城郡益城町安永571-3 | 平成30年9月1日 |

熊本県告示第1021号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用を開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|---|--------------|------------|
| 一般国道 | 445号 | 上益城郡山都町北中島字冷水 1137番1地先から 同所 1113番2地先まで | 155.1 | 活力基盤 改築 |

2 供用を開始する期日 平成30年12月7日

熊本県告示第1022号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

畑・風当地区

阿蘇郡西原村大字小森字畑村1033番1、1033番2、1038番、1046番、1049番3、1049番4、1052番、1052番2、1053番1、1053番2、1053番3、1053番4、1053番5、1074番2、1076番、1076番1、1079番、1081番1、1082番1、1083番、1084番、1085番、1087番1、1087番3、1089番、1098番5、1082番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、1089番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1052番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1084番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1033番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、

阿蘇郡西原村大字小森字風当1125番1、1126番2、1127番、1128番、1129番2、1131番1、1132番、1138番1、1139番1、1139番2、1139番3、1141番、1142番、1143番1、1145番1、1149番2、1156番、1201番、1202番、1202番2、1205番、1206番、1207番、1208番、1209番2、1209番4、1210番1、1210番2、1210番3、1210番4、1211番1、1213番1、1214番1、1215番1、1215番2、1217番、1218番1、1221番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、1224番、1225番、1226番1、1226番2、1227番、1228番3、1229番、1230番2、1231番、1232番、1233番の一部（次の図に示す部分に限る。）、1234番、1236番3、1238番、1239番、1240番、1243番1、1244番1、1250番1、1250番2、1251番、1251番2、1252番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、1255番、1256番、1258番、1288番、1289番、1292番1、1292番2、1294番、1297番、1298番1、1298番3、1298番4、1312番1、1312番2、1314番1、1317番、1319番、1321番、1322番、1332番、1333番1、1201地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、1236番3地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、1289番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、1138番1地先の水、1149番2地先の水、1144番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、1128番地先の水、1141番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1232番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、

1258番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1297番地先の道の一部(次の図に示す部分に限る。)、1211番1地先の道
阿蘇郡西原村大字小森字風当鶴2608番2、2609番2

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1023号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------------|------------------|------------|---------|
| そらにあす株式会社 | あまてらす訪問看護ステーション プラス | 菊池郡菊陽町津久礼2172-19 | 平成30年12月1日 | 訪問看護 |

熊本県告示第1024号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------------|------------------|------------|----------|
| そらにあす株式会社 | あまてらす訪問看護ステーション プラス | 菊池郡菊陽町津久礼2172-19 | 平成30年12月1日 | 介護予防訪問看護 |

熊本県告示第1025号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|------------|---------------|----------------|------------|---------|
| 社会福祉法人むべの里 | むべの里訪問介護事業所須屋 | 合志市須屋字峠1820番地1 | 平成30年12月1日 | 訪問介護 |

熊本県告示第1026号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町豊富字牛ヶ迫410番、412番、413番、415番、419番、421番5、又415番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第1027号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社森和
熊本市西区京町本丁5番27号
迫口 実

熊本県告示第1028号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 出願者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県 代表者 熊本県知事 蒲島郁夫
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
八代市新港町一丁目13番1及び25番1地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次直線で結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ昭和40年7月31日付け熊本県告示第518号でしゅん工認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +3.96メートルにより決定）により囲まれた区域
①の地点 高島二等三角点（北緯32度31分17秒1497、東経130度34分37秒0356）から279度14分20秒 3, 823.55メートルの地点
②の地点 ①の地点から299度15分43秒 9.45メートルの地点
③の地点 ②の地点から29度15分43秒 177.44メートルの地点
④の地点 ③の地点から119度15分43秒 10.80メートルの地点
 - (3) 面積
1, 727.65平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置
八代市新港町一丁目13番1、21番及び25番1並びに八代市新港町一丁目13番1、21番及び25番1地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域
㊸の地点 高島二等三角点（北緯32度31分17秒1497、東経130度34分37秒0356）から278度00分21秒 3, 835.84メートルの地点
㊹の地点 ㊸の地点から299度15分43秒 107.00メートルの地点
㊺の地点 ㊹の地点から29度15分43秒 160.00メートルの地点
㊻の地点 ㊺の地点から119度15分43秒 80.00メートルの地点
㊼の地点 ㊻の地点から29度15分43秒 150.00メートルの地点
㊽の地点 ㊼の地点から119度15分43秒 27.00メートルの地点
 - (3) 面積
21, 170.49平方メートル
- 4 埋立地の用途
ふ頭用地
- 5 出願年月日
平成30年11月14日
- 6 関係書類の縦覧場所
熊本県土木部河川港湾局港湾課、熊本県県南広域本部土木部維持管理課、熊本県八代港管理事務所及び八代市経済文化交流部国際港湾振興課

熊本県告示第1029号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成30年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------|--|----|------------------|--------------|------|
| 主要地方道 | 水俣田浦線 | 葦北郡津奈木町大字福浜字柳迫 4 1 3 6 番 3 地先から 同所 4 1 4 4 番 2 地先まで | 前 | 6.0 ～ 9.4 | 51.3 | 災害防除 |
| | | | 後 | 8.9 ～ 14.1 | | |

2 区域を変更する期日 平成30年12月7日

熊本県告示第1030号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年12月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|--|----|-------------------|--------------|---------------|
| 主要地方道 | 錦湯前線 | 球磨郡多良木町大字久米字梅藪 2 番 2 地先から 球磨郡多良木町大字久米字石原 3 2 7 番 2 地先まで | 前 | 6.6 ～ 11.5 | 97.6 | 防安交 (橋梁補修) |
| | | | 後 | 13.1 ～ 15.2 | | |

2 区域を変更する期日 平成30年12月7日

熊本県告示第1031号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

惣領・馬水1地区（大規模）

上益城郡益城町大字惣領字立道1421番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、1421番3の一部（次の図に示す部分に限る。）、1422番1、1422番2、1422番3、1422番4の一部（次の図に示す部分に限る。）、1422番7、1422番8、1423番1、1423番3、1423番4、1423番5、1423番6、1423番7、1423番8、1423番9、1424番1、1424番2、1424番3、1424番4、1424番5、1424番6、1424番7、1424番8、1424番9、1424番10、1424番11、1424番12、1424番13、1424番15、1424番16、1424番17、1424番18、1424番19、1424番20、1424番21、1424番22、1424番23、1424番24、1424番25、1427番1、1427番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1427番2、1427番3、1427番4、1435番7、1435番11、1435番16、1435番19、1435番20、1437番3、1437番4、1448番1、1448番2、1448番4、1448番5、1448番6、1449番2、1445番1、1455番2、1455番3、1455番4、1455番5、1455番6、1455番7、1455番8、1455番9、1456番1、1456番2、1456番2地先の道、1456番3、1456番4、1456番5、1456番6、1456番7、1458番2、1458番3、1458番5の一部（次の図に示す部分に限る。）、1458番6、1458番7、1458番8の一部（次の図に示す部分に限る。）、1459番1、1459番6の一部（次の図に示す部分に限る。）、1459番7、1459番8、1459番9、1459番11、1459番12、1459番13、1459番14、1459番15、1461番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、1461番2、1461番3、1462番の一部（次の図に示す部分に限る。）、

1 4 6 3 番 1 の一部 (次の図に示す部分に限る。)、1 4 6 3 番 2、1 4 6 3 番 3、1 4
 6 4 番 1、1 4 6 4 番 2、1 4 6 4 番 3、1 4 6 4 番 3 地先の道の一部 (次の図に示す
 部分に限る。)、1 4 6 4 番 4 の一部 (次の図に示す部分に限る。)、1 4 6 4 番 5、1 4
 6 4 番 6、1 4 6 4 番 7、1 4 6 6 番 2
 上益城郡益城町大字惣領字中道1 4 6 7 番、1 4 6 8 番、1 4 6 9 番、1 4 7 0 番、
 1 4 7 1 番、1 4 7 2 番、1 4 7 3 番 1、1 4 7 3 番 2、1 4 7 4 番 1、1 4 7 4 番 2、
 1 4 7 5 番 1、1 4 7 5 番 2、1 4 7 6 番 1、1 4 7 6 番 2、1 4 7 6 番 3、1 4 7 7
 番 1、1 4 7 7 番 2、1 4 7 7 番 3、1 4 7 7 番 4、1 4 7 7 番 5、1 4 7 8 番 1、1
 4 7 8 番 2、1 4 7 8 番 3、1 4 7 8 番 4、1 4 7 8 番 5、1 4 7 8 番 6、1 4 7 8 番
 7、1 4 7 9 番 1、1 4 7 9 番 2、1 4 7 9 番 3、1 4 7 9 番 4、1 4 8 0 番 1、1 4
 8 0 番 2、1 4 8 0 番 3、1 4 8 0 番 4、1 4 8 0 番 5、1 4 8 0 番 6、1 4 8 0 番 7、
 1 4 8 1 番 1、1 4 8 1 番 2、1 4 8 1 番 4 の一部 (次の図に示す部分に限る。)、1 4
 8 1 番 5、1 4 8 1 番 6、1 4 8 2 番 2、1 4 8 2 番 3、1 4 8 2 番 4、1 4 8 2 番 6、
 1 4 8 2 番 7、1 4 8 3 番 1、1 4 8 3 番 2、1 4 8 3 番 3、1 4 8 3 番 5、1 4 8 3
 番 6、1 4 8 3 番 7、1 4 8 3 番 9、1 4 8 3 番 10、1 4 8 7 番 1、1 4 8 8 番 1、
 1 4 8 8 番 5、1 4 8 8 番 6、1 4 8 8 番 7、1 4 8 8 番 8、1 4 8 8 番 9、1 4 8 8
 番 10、1 4 8 8 番 11、1 4 8 8 番 12、1 4 8 8 番 13、1 4 8 8 番 14、1 4 8
 8 番 15、1 4 8 8 番 16、1 4 8 8 番 17、1 4 8 8 番 18、1 4 8 8 番 19、1 4
 8 8 番 20、1 4 8 8 番 21、1 4 8 9 番 1、1 4 8 9 番 7、1 4 8 9 番 8、1 4 9
 番 8、1 4 9 1 番 1、1 4 9 2 番 1、1 4 9 2 番 6、1 4 9 2 番 7、1 4 9 2 番 8、1 4 9 3 番 1、1 4 9 3
 番 2、1 4 9 3 番 3、1 4 9 3 番 4、1 4 9 5 番 1、1 4 9 5 番 2、1 4 9 6 番 1、1
 4 9 6 番 2、1 4 9 6 番 4、1 4 9 6 番 5、1 4 9 6 番 6、1 4 9 7 番 1、1 4 9 7 番
 2、1 4 9 7 番 3、1 4 9 7 番 4、1 4 9 7 番 5、1 4 9 7 番 6、1 4 9 7 番 7、1 4
 9 7 番 8、1 4 9 7 番 9、1 4 9 7 番 10、1 4 9 7 番 11、1 4 9 7 番 12、1 4 9
 7 番 13、1 4 9 8 番 1、1 4 9 8 番 2、1 4 9 8 番 3、1 4 9 8 番 4、1 4 9 8 番 6、
 1 4 9 8 番 7、1 4 9 8 番 8、1 4 9 8 番 9、1 4 9 8 番 10、1 4 9 9 番 1、1 4 9
 9 番 2、1 4 9 9 番 3、1 5 0 0 番、1 5 0 1 番 1、1 5 0 1 番 2、1 5 0 1 番 3、1
 5 0 2 番 1、1 5 0 2 番 2、1 5 0 2 番 4、1 5 0 2 番 5、1 5 0 3 番 2、1 5 0 3 番
 3、1 5 0 3 番 4、1 5 0 3 番 5、1 5 0 3 番 6、1 5 0 3 番 7、1 5 0 3 番 8、1 5
 0 3 番 10、1 5 0 3 番 11、1 5 0 3 番 12、1 5 0 4 番 1、又1 5 0 4 番 1、1 5
 0 4 番 2、1 5 0 4 番 3、1 5 0 4 番 4、1 5 0 4 番 5、1 5 0 4 番 6、1 5 0 4 番 7、
 1 5 0 4 番 8、1 5 0 4 番 9、1 5 0 4 番 10、1 5 0 4 番 11、1 5 0 4 番 12、1
 5 0 4 番 13、1 5 0 4 番 14、1 5 0 4 番 15、1 5 0 5 番 1、1 5 0 5 番 4、1 5
 0 5 番 4 地先の道の一部 (次の図に示す部分に限る。)
 部 (次の図に示す部分に限る。)、1 6 7 2 番 4、1 6 7 2 番 5 の一
 部 (次の図に示す部分に限る。)、1 6 7 5 番 7、1 6 7 5 番 11、1 6 7 3 番 1、1 6
 7 3 番 1 地先の道、1 6 7 3 番 2、1 6 7 3 番 3、1 6 7 4 番 1、1 6 7 4 番 2、1 6
 7 4 番 3、1 6 7 4 番 4、1 6 7 4 番 5、1 6 7 4 番 6、1 6 7 4 番 7、1 6 7 4 番 8、
 1 6 7 4 番 9、1 6 7 4 番 10、1 6 7 4 番 11、1 6 7 4 番 12、1 6 7 7 番 1、1
 6 7 7 番 2、1 6 7 7 番 3、1 6 7 7 番 4、1 6 7 8 番 1、1 6 7 8 番 2、1 6 7 8 番
 3、1 6 7 8 番 4、1 6 7 8 番 6、1 6 7 8 番 8、1 6 7 8 番 10、1 6 7 8 番 11、
 1 6 7 8 番 12、1 6 7 8 番 15、1 6 7 8 番 16、1 6 7 9 番 1、1 6 7 9 番 2、1
 6 7 9 番 4

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に
 備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第746号
 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の
 登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
 平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 登録番号 | 肥料の 種 類 | 肥料の 名 称 | 保証成分量 (%) | その他の 規格 | 生産業者の氏名 又は名称及び住 所 | 有効期限 |
|--------------------|-------------|------------|---|---|---|---------------------|
| 熊本県肥 第147 6号 | 混合有機 質肥料 | ラナオー ガ | 窒素全量: 4 . 0 りん酸全量: 4. 0 加里全量: 2 | 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり | 株式会社ニチリ ウ永瀬 福岡県福岡市博 多区博多駅東一 丁目14番3号 | 平成36年 12月13 日 |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | 0 | | |
|--|---|--|--|

熊本県公告第747号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により農林水産省九州農政局八代平野農業水利事業所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|-------------|--------------------------------|------------|
| 公共測量（基準点設置） | 平成30年11月26日から 平成31年 3月20日まで | 八代市豊原上町地内他 |

熊本県公告第748号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 調査を行った地域 | 成果の名称 | 認証年月日 |
|------------|----------------------|----------|--------------|-------------|
| 菊池市 | 平成28年度から 平成29年度まで | 出田の一部 | 地籍図及び 地籍簿 | 平成30年11月28日 |
| 菊池市 | 平成28年度から 平成29年度まで | 出田・広瀬の一部 | 地籍図及び 地籍簿 | 平成30年11月28日 |
| 菊池市 | 平成28年度から 平成29年度まで | 小木の一部 | 地籍図及び 地籍簿 | 平成30年11月28日 |
| 菊池市 | 平成28年度から 平成29年度まで | 原の一部 | 地籍図及び 地籍簿 | 平成30年11月28日 |

熊本県公告第749号

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）第22条の規定により、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 日時 平成31年1月25日（金） 午前10時から午後4時まで
- 2 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18-1 熊本県庁 本館6階601会議室
- 3 講習科目
 - (1) 広告物に関する法令
 - (2) 広告物の表示方法
 - (3) 広告物の施工
- 4 受講手続
 - (1) 申込書等の配布
 受講申込書等の用紙は、平成30年12月7日（金）から平成31年1月11日（金）までの期間、熊本県土木部道路都市局都市計画課、各広域本部（地域振興局）土木部維持管理（調整）課及び熊本市都市建設局開発景観課で配布する。
 なお、熊本県ホームページの「屋外広告物講習会について」のページでも入手することができる。
 - (2) 申込先 熊本県土木部道路都市局都市計画課
 - (3) 定員 40名
 - (4) 受付期間
 平成30年12月7日（金）から平成31年1月11日（金）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (5) 提出書類
 ア 受講申込書に必要事項を記入すること。
 イ 写真（縦3センチメートル、横2.5センチメートル）1枚を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。
 ウ 2,200円の熊本県収入証紙を受講申込書の所定の位置に貼り付けること。
- 5 問合せ先

熊本県土木部道路都市局都市計画課景観管理班
(電話096-333-2522)

熊本県公告第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番49
328.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区帯山1丁目44番41-605号 D'クラディア
村上 記康

熊本県公告第751号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字黒石屋敷2583番30の一部、同2583番45、同字下出口291
0番13の一部、同2920番2、同2920番5の一部、同2920番6、同292
0番7の一部、同2920番9の一部、同2948番1の一部、同2948番3の一部、
同2953番2の一部及び里道の一部
1,658.58平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市竹迫2140
合志市長 荒木 義行

熊本県公告第752号

平成31年度及び平成32年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

第1 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請について**1 申請の対象者**

平成31年度及び平成32年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 熊本県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 平成30年度の経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を完了していること（経営規模等評価申請書（建設業法施行規則別記様式第25の11）に審査済印があること）。

2 申請の受付**(1) 申請の方法**

次のいずれかの方法によること。

ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書（副本）の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）

イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。）

(2) 受付期間**ア 郵送の場合**

平成31年1月7日（月）から平成31年1月22日（火）まで（平成31年1月22日の消印有効）

イ 持参の場合

平成31年1月15日（火）から平成31年1月22日（火）まで

受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先**ア 郵送の場合**

〒862-8570（県庁専用郵便番号）

熊本県土木部監理課建設業班

イ 持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 3 提出書類及び提出部数
- (1) 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）（別記様式1） 2部
 - (2) 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式2） 2部
 - (3) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、平成30年12月31日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類を提出 1部
- ア 経営事項審査添付書類「使用人の一覧（技術関係使用人、技術職員名簿に記載できない使用人）」（平成30年9月30日現在の職員について、加入状況を確認していただく。）
- イ 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険申告書及び領収書又は完納証明書（基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入している場合、加入月から平成30年12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）
- ウ 社会保険の標準報酬決定通知書（直近のもの）及び領収書又は完納証明書（基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入している場合、加入月から平成30年12月31日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書）

第2 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請について

- 1 申請の対象者
- 平成30年度に、「平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）」を提出し、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事又は舗装工事のいずれかを希望した建設業者のうち、次のいずれかに該当する者
- (1) 平成29年1月から平成30年12月までの間に、熊本県が発注した工事について、契約後VE提案が採択された実績のある者
 - (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率が適用される者で平成30年6月1日現在において法定雇用率を達成している者又は法定雇用率が適用されない者で障がい者を1人以上雇用している者
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は専修学校を平成27年度、平成28年度又は平成29年度に卒業した者を採用し、かつ、これらの者について、6か月を超える常勤雇用の実績がある者
 - (4) 平成30年9月30日現在において、育児休業制度及び介護休業制度の両制度をいづれも就業規則等で定めている者
 - (5) 平成30年12月31日現在で常勤の従業員若しくは役員が県内の消防団に入団している者又は平成30年12月31日現在で保護観察者の協力雇用主の登録を行っている者
 - (6) 平成30年9月30日現在において、エコアクション21の認証を取得している者
 - (7) 平成29年1月から平成30年12月までの間に建設業以外の分野（以下「新分野」という。）に進出し、5百万円以上の支出を行った者又は新分野の事業を営む新会社の設立に伴い5百万円以上の支出を行った者
 - (8) 平成30年9月30日現在において、熊本県又は熊本県内市町村と防災協定を締結している者
 - (9) 平成25年10月から平成30年9月までの間に従業員若しくは役員に継続学習制度（CPD(S)）の単位を取得させた実績のある者
 - (10) 平成26年1月から平成30年12月までの間に、特許権の設定登録又はNETIS（新技術情報提供システム）への登録又は熊本県土木部「新技術・新工法活用システム」への登録が行われた実績のある者
 - (11) 平成29年1月から平成30年12月までの間に、大臣又は知事から表彰を受けた実績のある者
 - (12) 平成30年9月30日現在において、舗装用機械を保有し施工体制を整えている者
 - (13) 平成30年9月30日現在において、常勤性のある舗装施工管理技術者を雇用している者
 - (14) 平成30年度に受審した経営事項審査の審査基準日以降平成30年9月30日までに技術者に係る変更があった者
 - (15) 平成26年4月1日以降に企業合併等を行い、熊本県の合併特例措置の適用を受けている者
 - (16) 平成16年1月1日から平成30年12月31日までの間に完成した工事（公共工事に限る。）において、高度な技術等を要する土木一式工事の施工実績のある者
 - (17) 平成25年10月1日から平成27年9月30日までの間に満35歳未満の者を採用し、平成30年9月30日現在で3年以上継続雇用している者
 - (18) 平成26年1月から平成30年12月までの間に従業員若しくは役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく不

- 当要求防止責任者講習を受講させた実績のある者
- (19) 熊本県地球温暖化対策計画書又はエコ通勤配慮計画書（平成30年度以降有効なものに限る。）を任意で提出している者
- (20) 熊本市の政令指定都市移行に伴い、県から熊本市に移譲された国道・県道に係る工事及び水前寺江津湖公園に係る工事（土木一式工事及び舗装工事にあつては平成26年1月1日から平成30年12月31日まで、電気工事、管工事、建築一式工事にあつては平成24年4月1日から平成30年12月31日までの間に竣工検査が行われたものに限る。）の成績評点がある者
- (21) 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査格付の等級が、平成30年度に残留する措置を希望する者

2 申請の受付

次のいずれかの方法によること。

(1) 申請の方法

- ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書（副本）の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
- イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者に限る。）

(2) 受付期間

- ア 郵送の場合
平成30年12月7日（金）から平成31年1月22日（火）まで（平成30年1月22日の消印有効）
- イ 持参の場合
平成31年1月15日（火）から平成31年1月22日（火）まで
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

(3) 提出先

- ア 郵送の場合
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県土木部監理課建設業班
- イ 持参の場合
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室

3 提出書類及び提出部数

- (1) 平成31・32年度熊本県工事入札参加者資格審査格付に係る技術事項等評価項目申請書 2部
- (2) 知事が別に定める添付書類 1部

第3 資格審査及び結果通知

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無及び格付について審査を行う。
- 2 第1の3及び第2の3に掲げる書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び直近の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書において「完成工事高」にも実績がない業種については、申請を受け付けない。なお、「解体工事業」についても、解体工事申請の許可を有し、かつ経営事項審査において、解体工事業を受審していない場合は申請を受け付けない。
- 3 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は受け付けない。ただし、経営事項審査時に雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、平成30年12月31日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者は、この限りではない。
- 4 国税及び県税に未納税額がある者の申請は受け付けない。
- 5 審査の結果は、平成31年3月末までに文書にて通知する予定である。

第4

入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成31年4月1日から次期の資格認定日の前日までとする。

第5

問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班 県内指名願・格付担当
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485

熊本県公告第753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により人吉市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ドラッグストアモリ人吉宝来町店
人吉市宝来町下町1284番地6
- 2 人吉市から聴取した意見の概要
- (1) 説明会において周辺住民から出された疑義や質問等については、誠実に対応すること。
 - (2) 消防水利に関しては、人吉下球磨消防組合と十分に協議すること。
 - (3) 工事期間の工事車両及び開店後の来店者車両等で交通量が増加することが予想されるので、バスの停車、走行及び公共交通利用者の安全の確保に配慮すること。
 - (4) 環境保全に関する法律・条令の規定を遵守し、所在地周辺地域の生活環境保全に配慮すること。
 - (5) 周辺道路については、交通量の増加が予想されるため、歩道の確保など安全対策について特段の配慮をすること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
平成30年12月7日から平成31年1月7日まで

熊本県公告第754号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により上村 公弘から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ荒尾市大島店
荒尾市大島字松原68番4
- 2 上村 公弘から聴取した意見の概要
大規模小売店舗の車両乗り入れ口について
・荒尾駅に隣接する県道と市道との交差点に大規模小売店舗の出店が進められているが、この交差点には右折レーンはあるものの、朝夕の通勤時においては交通渋滞が絶えない状況にある。
・この道路は、子供たちの通学路になっている。
・このような中、新しくできる大規模小売店舗への出入り車両を考えると、道路はこれまで以上に渋滞し、交通事故等の危険性が増してくることが考えられる。
・大規模小売店舗の乗り入れ口については、地元の理解が得られるような十分な検討及び指導をしていただきたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局総務振興課
平成30年12月7日から平成31年1月7日まで

熊本県公告第755号
平成31年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする建設業者で、熊本県外に主たる営業所を有する者が、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の受付
 - (1) 申請方法
次のいずれかの方法によること。
ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
 - (2) 受付期間
ア 郵送の場合
平成31年1月7日（月）から平成31年1月15日（火）まで（平成31年1月15日の消印有効）
イ 持参の場合
平成31年1月21日（月）から平成31年1月25日（金）まで
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
 - (3) 提出先
ア 郵送の場合
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県土木部監理課建設業班（入札参加者資格審査申請・県外工事）

イ 持参の場合
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館13階1301会議室
 ※商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

| 頭文字 | 受付日 (来庁日) | 頭文字 | 受付日 (来庁日) |
|------|----------------|------|----------------|
| ア、カ行 | 平成31年1月21日 (月) | サ、タ行 | 平成31年1月22日 (火) |
| ナ、ハ行 | 平成31年1月23日 (水) | マ、ヤ行 | 平成31年1月24日 (木) |
| ラ、ワ行 | 平成31年1月25日 (金) | | |

2 審査対象期間
 平成29年10月1日から平成30年9月30日までの間に決算日が属する事業年度

3 提出書類及び提出部数
 (1) 新規申請を行う者 (平成30年度及び平成31年度において入札参加者資格を有しない者) の場合

| | 提出書類 | 提出部数 |
|---|---|------|
| ア | 入札参加者資格審査申請書<県外工事> (様式1) | 2部 |
| イ | 審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※審査時まで当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済みの経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目 (社会性) 及び経営状況分析結果通知書の写し | 1部 |
| ウ | 社会保険等 (健康保険、厚生年金保険又は雇用保険をいう。以下同じ。) の加入状況が確認できる書類 健康保険・厚生年金保険 (ア) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書 (イ) 保険料納付が確認できる書類 (領収書又は納入証明書) ※審査基準日 (平成30年9月30日、以下同じ。) を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、平成30年12月31日までに支払期限が到達している直近の保険料を納付したことを証するもの。 (ウ) 建設国保等加入証明書 (健康保険適用除外の場合) ※日本年金機構から健康保険適用除外の承認を受けた国民健康保険組合 (建設国保等) に加入していることを証するもの。 雇用保険 (ア) 労働保険概算・確定保険料申告書 (イ) 保険料納付が確認できる書類 (領収書又は納入証明書) ※加入以降、平成30年12月31日までに支払期限が到達している保険料を納付したことを証するもの。 | |
| エ | 委任先がある場合にあつては、年間委任状 (原本に限る。様式自由) ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。 | 1部 |
| オ | 使用印鑑届 (様式2) (原本に限る。) | 1部 |
| カ | 申請日現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し | 1部 |
| キ | 委任先がある場合にあつては、受付済みの建設業許可申請書 (建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 別記様式第1号別紙2 (1) 若しくは (2)) 又は変更届出書 (様式第22号の2 (第二面)) の写し | 1部 |
| ク | 誓約書兼申請者等調書 (様式3) | 1部 |
| ケ | 法人にあつては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (国税通則法施行規則 (昭和37年大蔵省令第28号) 別紙第9号書式) (写し可) ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。 | 1部 |
| コ | 熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書 (熊本県税条例施行規則 (昭和30年熊本県規則第4号) 別記第28号様式) (写し可) | 1部 |

| | | |
|---|---|----|
| | ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。 | |
| サ | 中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿 | 1部 |
| シ | 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（様式4） | 1部 |

特記事項

- 1 書類は、アからシまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
 - 2 郵送による申請をする場合にあつては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形3号（定型）、82円切手貼付）を同封すること。
- (2) 申請業種の変更を行う者（平成30年度及び平成31年度において入札参加者資格を有している者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）の場合

| | 提出書類 | 提出部数 |
|---|--|------|
| ア | 入札参加者資格審査申請書<県外工事・申請業種の変更>（様式1の2） | 2部 |
| イ | 審査対象期間に係る経営事項審査結果通知書の写し ※審査時まで当該通知書の送付を受けていない者にあつては、審査済みの経営規模等評価申請書、工事種類別完成工事高、その他の審査項目（社会性）及び経営状況分析結果通知書の写し | 1部 |
| ウ | 申請日現在有効な建設業許可に係る許可通知書の写し | 1部 |
| エ | 委任先がある場合にあつては、受付済みの建設業許可申請書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号別紙2（1）若しくは（2））又は変更届出書（様式第22号の2（第二面））の写し | 1部 |
| オ | 誓約書兼申請者等調書（様式3） | 1部 |
| カ | 法人にあつては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。 | 1部 |
| キ | 熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。 | 1部 |
| ク | 本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し | 1部 |
| ケ | 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（様式4） | 1部 |

特記事項

- 1 書類は、アからケまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
- 2 郵送による申請をする場合にあつては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形3号（定型）、82円切手貼付）を同封すること。

4 資格審査及び結果通知

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査付要項（平成15年熊本県告示第221号）の規定により、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、3に掲げる提出書類（(1)サ(2)クに掲げるものを除く。）に不足がある場合のほか、社会保険等が未加入である者（その適用が除外されている者を除く。）及び次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
 - ア 直近の経営事項審査結果通知書において「完成工事高」に実績がない業種
 - イ 委任先（熊本県と契約を締結する権限を有する営業所）に許可がない業種
 - ウ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は、この限りでない。
- (2) 審査の結果は、平成31年3月末までに文書で通知する予定である。

5 入札参加者資格の有効期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

6 注意事項

- (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木一式工事は本店、建築一式工事は支店で契約する」という申請はできない。
- (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又

は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。

- (3) 平成30年・31年度において「解体工事業」の入札参加者資格を有している者で、「とび・土工・コンクリート工事業の経過措置」でその認定を受けている者については、申請業種の変更を届け出ること。
届出がない場合、平成31年5月31日で「解体工事業」については、入札参加者資格は効力を失うので留意すること。
- (4) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。
なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札システムホームページを確認すること。
熊本県市町村電子入札システムホームページ
URL <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
電子入札コールセンター（電子入札システムに関する問合せ）
電話 096-373-2032

- 7 その他
申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 8 問合せ先
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県土木部監理課建設業班 電話 096-333-2485
FAX 096-381-5404

熊本県公告第756号

平成31年度において熊本県が発注する測量、建設コンサルタント業務等に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、競争入札に参加するのに必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の審査申請を行う方法等について、次のとおり公告する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請の受付
 - (1) 申請方法
次のいずれかの方法によること。
ア 郵送（簡易書留に限る。また、申請書の返送用として切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）
イ 持参（持参者は、申請書記載内容について説明できる者であること。）
 - (2) 受付期間
ア 郵送の場合
平成31年1月7日（月）から平成31年1月15日（火）まで（平成31年1月15日の消印有効）
イ 持参の場合
平成31年1月21日（月）から平成31年1月25日（金）まで
受付時間：午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで
 - (3) 提出先
ア 郵送の場合
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県土木部監理課建設業班（入札参加者資格審査申請：測量・建設コンサルタント等）
イ 持参の場合
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階1301会議室
※商号の頭文字により原則として受付日が異なる。

| 頭文字 | 受付日（来庁日） | 頭文字 | 受付日（来庁日） |
|------|---------------|------|---------------|
| ア、カ行 | 平成31年1月21日（月） | サ、タ行 | 平成31年1月22日（火） |
| ナ、ハ行 | 平成31年1月23日（水） | マ、ヤ行 | 平成31年1月24日（木） |
| ラ、ワ行 | 平成31年1月25日（金） | | |

- 2 審査対象期間
平成29年10月1日から平成30年9月30日までの間に決算日が属する事業年度ただし、新規設立法人で平成30年10月1日から申請時まで第1期の決算を終える者については、当該事業年度を審査対象とする。
- 3 受付業種
 - (1) 測量業務 次に掲げるものをいう。
ア 測量一般（測量（地図の調整又は航空測量のみを業務内容とするものを除く。）をいう。）

- イ 地図の調整（測量の成果を用いて行う地図の作成をいう。）
 - ウ 航空測量（航空機等を使用して空中から行う測量をいう。）
 - (2) 建築関係建設コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
 - ア 建築一般（建築工事全般に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - イ 意匠（建築物の意匠に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）
 - ウ 構造（建築物の構造に関する調査、企画、立案及び設計をいう。）
 - エ 暖冷房（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - オ 衛生（建築工事に係る給排水衛生設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - カ 電気（建築工事に係る電気設備に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - キ 建築積算（建築工事に係る積算をいう。）
 - ク 機械設備積算（建築工事に係る機械設備に関する積算をいう。）
 - ケ 電気設備積算（建築工事に係る電気設備に関する積算をいう。）
 - コ 調査（アからケまでに掲げるもの以外の建築工事に関する調査をいう。）
 - サ 耐震診断（建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - シ 地区計画及び地域計画（住宅団地、商店街等の地区計画及び地域計画に関する建築物の調査、企画、立案、設計及び監理をいう。）
 - (3) 土木関係建設コンサルタント業務
 - (4) 地質調査業務
 - (5) 補償関係コンサルタント業務 次に掲げるものをいう。
 - ア 物件、権利調査（土地の調査、土地の評価のための同一地域の区分及び土地に関する補償金算定業務、残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務、木造建物、一般工作物、立木等に関する調査及び補償金算定業務等をいう。）
 - イ 事業関連調査（事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務、意向調査、生活再建調査その他これらに関する調査業務、補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務、事実認定申請図書等の作成業務等をいう。）
 - ウ 登記手続等（登記手続に関する業務等をいう。）
 - (6) 白あり駆除関係業務
- 4 提出書類及び提出部数
- (1) 新規申請を行う者（平成30年度及び平成31年度において入札参加者資格を有しない者）の場合

| | 提出書類 | 提出部数 |
|---|---|------|
| ア | 入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等>（様式1） | 2部 |
| イ | 測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表（様式2） | 1部 |
| ウ | 委任先がある場合にあっては、年間委任状（原本に限る。様式自由） ※見積り、入札、契約締結、工事代金の受領等に関する権限委任の明示があること。 | 1部 |
| エ | 使用印鑑届（様式3）（原本に限る。） | 1部 |
| オ | 誓約書兼申請者等調書（様式4） | 1部 |
| カ | 登録証明書等の写し （ア）測量業務の申請者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を証する書面の写し （イ）建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し （ウ）その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し | 1部 |
| キ | 測量等実績調書（様式5） | 1部 |
| ク | 技術者資格等一覧表（様式6） | 1部 |
| ケ | 技術者経歴書（様式7） | 1部 |

| | | |
|---|---|----|
| コ | 法人にあつては、商業登記の履歴事項全部証明書の写し、個人事業主にあつては、市町村発行の身分（身元）証明書の写し ※発行後、3か月以内のものに限る。 | 1部 |
| サ | 法人にあつては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。 | 1部 |
| シ | 熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。 | 1部 |
| ス | 申請日現在において、ISO9000又は14000シリーズの認証を受けている場合にあつては、申請日現在において有効な審査登録証（ISOの認証機関である公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又はJABと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関が発行したもの）等の写し （※委任先がある場合には、委任先が登録範囲に含まれていることが分かる書類（付属書・組織図等）を添付すること。 | 1部 |
| セ | 中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている者にあつては、中小企業庁発行の官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿 | 1部 |
| ソ | 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（様式8） | 1部 |

特記事項

- 1 書類は、アからソまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
 - 2 郵送による申請をする場合にあつては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形3号（定型）、82円切手貼付）を同封すること。
- (2) 申請業種の変更を行う者（平成30年度及び平成31年度において入札参加者資格を有する者で、新たな業種について競争入札参加を希望する者）の場合

| | 提出書類 | 提出部数 |
|---|---|------|
| ア | 入札参加者資格審査申請書<測量・建設コンサルタント等、申請業種の変更>（様式1の2） | 2部 |
| イ | 測量・建設コンサルタント等資格審査申請書別表（様式2） | 1部 |
| ウ | 誓約書兼申請者等調書（様式4） | 1部 |
| エ | 登録証明書等の写し （ア）測量業務の申請者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を証する書面の写し （イ）建築関係建設コンサルタント業務（建築一般）の申請者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を証する書面の写し （ウ）その他の業種の申請者 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第24条の規定による登録がある者は、登録を証する書面の写し | 1部 |
| オ | 測量等実績調書（様式5） ※新たに申請する業種に限る。 | 1部 |
| カ | 技術者資格等一覧表（様式6） | 1部 |

| | | |
|---|--|----|
| | ※新たに申請する業種に限る。 | |
| キ | 技術者経歴書（様式7） ※新たに申請する業種に限る。 | 1部 |
| ク | 法人にあっては法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。 | 1部 |
| ケ | 熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者にあつては、熊本県税について未納がないことの証明書（熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）別記第28号様式）（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のものに限る。 | 1部 |
| コ | 本県が通知した競争入札参加者資格認定通知書の写し | 1部 |
| サ | 個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書（様式8） | 1部 |

特記事項

- 1 書類は、アからサまでの順番で、ひも綴じにて提出すること。
- 2 郵送による申請をする場合にあっては、申請書（副）の返信用として、切手を貼付した封筒（長形3号（定型）。82円切手貼付）を同封すること。
- 5 資格審査及び結果通知
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。ただし、4に掲げる提出書類（2）コに掲げるものを除く。）に不足がある場合のほか、次に掲げる業種については資格審査の申請を受け付けない。
 - ア 審査対象期間に含まれる決算日から直前の2か年において実績がない業種（希望する業種が属する、申請書の大分類の中のいずれかに実績があることが必要）
 - イ 測量法第55条の規定による登録がない場合の測量業務
 - ウ 建築士法第23条の規定による登録がない場合の建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般
 - エ 事業協同組合、協業組合、共同企業体等（以下「事業協同組合等」という。）の構成員が申請する業種のうち、当該事業協同組合等が申請した業種と同一のもの。ただし、当該事業協同組合等が中小企業庁から官公需適格組合としての証明を受けている場合は、この限りでない。
 - (2) 審査の結果は、平成31年3月末までに文書で通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 7 注意事項
 - (1) 熊本県と契約を締結する権限を有する営業所（主たる営業所を含む。）は、1か所のみ申請することができるものとする。例えば、「土木関係建設コンサルタントは本店、建築関係建設コンサルタントは支店で契約する」という申請はできない。
 - (2) 入札参加者資格申請書又は添付書類の重要な事項について、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載しなかったときは、当該者に対しては、資格の認定はしない。
 - (3) 審査の結果、入札参加者資格の認定を受けても熊本県電子入札システムの利用者登録がなければ、熊本県の電子入札には参加できないので注意すること。
なお、電子入札システムの利用者登録については、熊本県市町村電子入札システムホームページを確認すること。
熊本県市町村電子入札システムホームページ
URL <http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>
電子入札コールセンター（電子入札システムに関する問合せ）
電話 096-373-2032
- 8 その他
申請に用いる様式等詳細については、熊本県ホームページにおいて情報提供を行う。
- 9 問合せ先
〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本県土木部監理課建設業班 電話 096-333-2485
FAX 096-381-5404

熊本県公告第757号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告

する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------------|-----------------|--|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 農事組合法人秋津 営農組合 | 熊本市東区沼山津 | 熊本市東区秋津町秋田字上ヶ道上250 0番ほか3筆 |
| 株式会社アグリと もあい | 熊本市東区上南部 | 熊本市東区弓削町159番1 |
| 吉田 久蔵 | 熊本市西区松尾町平 山 | 熊本市西区松尾町平山字塚原1255番 62ほか3筆 |
| ソウヨウファーム 株式会社 | 熊本市南区御幸西無 田町 | 熊本市西区中原町字船藏1457番1ほ か11筆 |
| 吉岡 優治 | 熊本市西区沖新町 | 熊本市西区沖新町字方近割349番ほか 1筆 |
| 中川 勇次 | 熊本市西区河内町船 津 | 熊本市西区河内町船津字迫1820番6 ほか7筆 |
| 東 竜生 | 熊本市西区河内町船 津 | 熊本市西区河内町河内字上越2702番 ほか1筆 |
| 叶 俊哉 | 熊本市西区河内町河 内 | 熊本市西区河内町河内字田代2557番 4 |
| 片山 義樹 | 熊本市西区河内町河 内 | 熊本市西区河内町河内字上越2694番 1ほか1筆 |
| 西村 憲幸 | 熊本市西区河内町河 内 | 熊本市西区河内町河内字田代2553番 1 |
| 株式会社はなと | 熊本市南区城南町塚 原 | 熊本市南区城南町鰐瀬字北境ノ松238 5番2ほか2筆 |
| 農事組合法人熊本 すぎかみ農場 | 熊本市南区城南町永 | 熊本市南区城南町舞原字出水原726番 1ほか1筆 |
| 中野 弘三 | 熊本市南区御幸木部 | 熊本市南区御幸西無田町字北無田442 番1ほか4筆 |
| 白石 敦子 | 熊本市南区川口町 | 熊本市南区川口町字式拾町前3104番 |
| 中村 一隆 | 熊本市南区海路口町 | 熊本市南区川口町字式拾町前3104番 |
| 合同会社しらかわ べRC | 熊本市南区内田町 | 熊本市南区海路口町字学科三番割201 1番1ほか28筆 |
| 後藤 新介 | 熊本市北区龍田 | 熊本市北区龍田三丁目2251番 |
| 農事組合法人うめ どう | 熊本市西区小島 | 熊本市西区西松尾町字浜成4623番1 (一時利用地 熊本市西区西松尾町字浜成109番1) |

2 認可年月日

平成30年11月30日

熊本県公告第758号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年12月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----|---------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |

| | | |
|------------------|------------|--------------------------|
| 大村 礼美 | 菊池郡大津町矢護川 | 菊池郡大津町大字矢護川字東原1918番2ほか1筆 |
| 内村 義嗣 | 菊池郡菊陽町久保田 | 菊池郡菊陽町大字久保田字堀向1041番 |
| 有限会社オーガニックプロデュース | 熊本市北区楡木 | 菊池郡菊陽町大字久保田字中原3096番1 |
| 吉岡 正和 | 菊池郡菊陽町津久礼 | 菊池郡菊陽町大字津久礼字松ノ本669番ほか3筆 |
| 有限会社火の国ファーム | 菊池郡菊陽町原水 | 菊池郡菊陽町大字原水字仲山5915番ほか1筆 |
| 末川 克博 | 熊本市西区河内町船津 | 荒尾市府本字前嶽1514番2ほか6筆 |
| 田尻 新治 | 玉名市天水町小天 | 玉名市天水町小天字麻拂21番1ほか9筆 |
| 荒木 正貢 | 玉名郡和水町山十町 | 玉名郡和水町山十町字坂本337番7ほか8筆 |

2 申請年月日
平成30年11月26日

熊本県公告第759号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年12月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-----------|-------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 有限会社コウヤマ | 上益城郡益城町小谷 | 上益城郡益城町大字杉堂字東高遊840番ほか3筆 |
| 農事組合法人かみだ | 阿蘇郡小国町上田 | 阿蘇郡小国町大字上田字名原4203番ほか4筆 |

2 申請年月日
平成30年11月27日

熊本県公告第760号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年12月7日から同月20日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|-------------|---------------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 田中 克知 | 球磨郡錦町一武 | 球磨郡錦町大字西字堂ノ下2256番4ほか2筆 |
| 大石 萬 | 球磨郡錦町西 | 球磨郡錦町大字西字井手ノ下2471番3ほか2筆 |
| 皆越 直樹 | 球磨郡あさぎり町免田西 | 球磨郡錦町大字木上南字松木園1699番4ほか15筆 |
| 株式会社興陽農援 | 球磨郡錦町一武 | 球磨郡錦町大字一武字下原2876番ほ |

| | | |
|--------------|-----------|-----------------------------|
| | | か2筆 |
| 内山 幸一 | 球磨郡錦町西 | 球磨郡錦町大字西字下野原1830番1 ほか1筆 |
| 有限会社石松樹苗園 | 球磨郡錦町西 | 球磨郡錦町大字西字岡ノ下2141番3 ほか2筆 |
| 農事組合法人本渡山口の里 | 天草市本渡町本渡 | 天草市本渡町本渡字堂面原3344番 |
| 廣田 耕作 | 天草市本町本 | 天草市本町本字轟8091番2 |
| 農事組合法人楠浦営農組合 | 天草市楠浦町 | 天草市楠浦町字下後新田9306番8 |
| 佐々木 克巳 | 天草市新和町小宮地 | 天草市新和町小宮地字荒新開5207番 161 |
| 熊本部品株式会社 | 天草市楠浦町 | 天草市新和町小宮地字藏ノ前320番2 |
| 筒井 洋充 | 天草市有明町大浦 | 天草市有明町大浦字竹下2875番2ほ か5筆 |
| 田中 秀和 | 天草郡苓北町白木尾 | 天草郡苓北町志岐字横枕873番1 |
| 田山 義孝 | 天草郡苓北町都呂々 | 天草郡苓北町都呂々字射場ノ元816番 |
| 林田 和幸 | 天草郡苓北町志岐 | 天草郡苓北町志岐字神ノ迫2921番1 ほか4筆 |
| 平田 光洋 | 天草郡苓北町都呂々 | 天草郡苓北町都呂々字沖ノ田33番 |
| 平田 光洋 | 天草郡苓北町都呂々 | 天草郡苓北町都呂々字庵ノ迫4302番 2 |
| 笹山 國廣 | 天草郡苓北町志岐 | 天草郡苓北町都呂々字庵ノ迫4288番 2ほか1筆 |
| 笹山 國廣 | 天草郡苓北町志岐 | 天草郡苓北町都呂々字多田羅715番1 |
| 大仁田 秀雄 | 天草郡苓北町志岐 | 天草郡苓北町都呂々字中ノ田91番ほ か1筆 |
| 松本 唯明 | 天草郡苓北町都呂々 | 天草郡苓北町都呂々字山下3831番 |

2 申請年月日
平成30年11月28日

登載依頼

熊本県行政文書等管理委員会公告第1号

平成30年度第1回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。
平成30年12月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成30年12月18日（火）
午前10時から（1時間30分程度）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階 展望会議室
- 3 議題
 - (1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について
 - (2) 行政文書ファイルの誤廃棄事案について
 - (3) 行政文書の適正管理に向けた取組の強化について 等
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

熊本県教育委員会告示第19号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年12月7日

熊本県立教育センター所長 浦川健一郎

- 1 競争入札に付する事項
熊本県立教育センターの情報関連機器の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年12月19日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第19号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年12月7日

熊本県立教育センター所長 浦川健一郎

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県立教育センターの情報関連機器の賃貸借
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県立教育センター
郵便番号 861-0543 熊本県山鹿市小原
 - (3) 借入物品及び数量、規格、品質等
熊本県立教育センターの情報関連機器の賃貸借に関する要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）による。
 - (4) 借入期間
平成31年4月1日（月）から平成36年3月31日（日）まで
 - (5) 納入期限
平成31年3月29日（金）
 - (6) 納入場所
熊本県山鹿市小原 熊本県立教育センター（要求仕様書のとおり）
 - (7) 入札方法（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札

による入札が、でき、る。た、だ、し、電、子、入、札、シ、ス、テ、ム、の、利、用、者、登、録、を、既、に、行、っ、て、い、る、者、に、つ、い、て、は、公、に、告、げ、る。次、の、期、間、内、に、ウ、マ、で、の、に、シ、ズ、レ、カ、ム、に、該、入、札、に、よ、り、行、っ、た、入、札、シ、ス、テ、ム、紙、入、札、移、行、承、認、願、を、提出し、入札に参加する者であつて、(1)ア及びイに掲げる書類を添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(8) 入札金額は、賃借料1月当たり(借入金)と見積りに当たっては、60月賃借料率を算ずる額を加算し、た、か、ら、ウ、マ、で、の、に、シ、ズ、レ、カ、ム、に、該、入、札、に、よ、り、行、っ、た、入、札、シ、ス、テ、ム、紙、入、札、移、行、承、認、願、を、提出し、入札に参加する者であつて、(1)ア及びイに掲げる書類を添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(9) 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を適用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(10) この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。
 加資格、審査申請内容を有しない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加するに際し、登録内容の変更が必要となる場合は、入札参加資格申請内容の変更届を次のアの間(競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。))の受付期間

イ 公告の日から平成30年12月19日(水)午後5時まで
 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
 エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 (2) 申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 (3) 再生計画許可の決定を受けていること。
 (4) 納入しようとする物品が要求仕様書に示す仕様に適合していること。
 (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請
 (1) この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
 ア 競争入札参加資格確認申請書
 イ 仕様適合証明願及び機能等証明書
 (2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出する。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データが3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

- (3) 提出期間
公告の日から平成31年1月8日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1 (2) の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付時間
1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成31年1月8日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 要求仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の入札・契約担当部局において公告の日から平成31年1月18日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年1月17日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成31年1月18日（金）午前10時
(イ) 場所 1 (2) の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときには、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年1月17日（木）（必着）までに1 (2) の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書開封中」とし、「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は電子入札システムにおいて(3) イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3) イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

熊本県立教育センター総務課

電話番号 0968-44-6611

ファックス番号 0968-44-6495

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

Personal computers and peripheral equipments.

55 sets of personal computers displays and softwares(includingOS)

32 sets of notebook computers and softwares(includingOS)

133 tables and softwares(includingOS)

Printers, Projectors, and peripheral equipments

13 printers, 22 projectors, 5 document scanners,

6 Large-sized liquid crystal displays, 5 digital cameras,

5 digital video camaras, 1 portable screen,

34 wireless LAN access pointers, 1 wireless LAN access controller,

2 sets of servers, and softwares(internet, network, and file management)

(2) Date and Place to tender

Date:January 18th, 2019, 10:00 am

Place:Kumamoto Prefectural Education Centaer

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Administration Division

Kumamoto Prefectural Education Center

Obaru, Yamaga City, Kumamoto Prefecture, 861-0543 Japan

Phone 0968-44-6611

(4) Other

Language:Japanese

Currency:Japanese Yen

平成30年12月7日

熊本県立図書館協議会

- 1 開催日時
平成30年12月14日（金）
午前10時から正午まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中心区出水2丁目5番1号
熊本県立図書館 3階大研修室
- 3 議題
①平成30年度事業の進捗状況について
②熊本県立図書館運営基本方針（案）について
- 4 傍聴人の定員
5人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県立図書館協議会事務局（熊本県立図書館総務課）
（電話096-384-5000）